

事 務 連 絡  
平成 23 年 12 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課障害計画係

### 第 3 期障害福祉計画の作成に係る Q&A (2) について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、第 3 期障害福祉計画の作成に関して、平成 23 年 12 月 7 日の Q&A 発出以降、ご質問の多い事項について別添のとおり整理いたしましたのでお送りいたします。

管内市町村に対しても、併せて情報提供いただきますよう、よろしく願いいたします。

(問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課 障害計画係

TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)

FAX 03-3502-0892

E-mail : shougaikeikaku@mhlw.go.jp

### 第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A（2）

	質 問 内 容	回 答
1	<p>平成23年2月22日の障害保健福祉関係主管課長会議資料では、サービス見込量の考え方の中で「18歳以上の障害児施設入所者については、・・・数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、・・・除いて行うものとする。」としている。</p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者が平成24年度以降、当該障害児入所施設が障害者支援施設の指定を受けて、引き続き入所している場合、夜は施設入所支援のサービスを受けて日中は生活介護や就労継続B型のサービスを受けることが考えられるが、この場合の取り扱いについて教えていただきたい。</p> <p>②重症心身障害児施設が平成24年度以降、障害者自立支援法における療養介護事業所へ移行した場合、療養介護のサービス見込量に含めて見込むのか。</p>	<p>ご指摘の抜粋については、障害児入所施設に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、当該指定知的障害児施設等が指定障害者支援施設の指定を受けて、引き続き入所している者について、障害者自立支援法第36条の特定障害福祉サービスに関する生活介護、就労継続支援B型及び第38条の指定障害者支援施設に関する施設入所支援の3つについてはサービス見込量などから除く取り扱いとしている。</p> <p>すなわち①について、(夜)施設入所支援+(昼)生活介護又は(夜)施設入所支援+(昼)就労継続支援B型の利用者は施設入所支援及び生活介護又は就労継続支援B型ともにサービス見込量などに含めないものとするが、(夜)施設入所支援+(昼)自立訓練(生活訓練)の場合は施設入所支援はサービス見込量などに含めないが、自立訓練(生活訓練)はサービス見込量などに含めて見込んでいただきたい。</p> <p>また、②については、療養介護へ移行していることからサービス見込量に含めて見込んでいただきたい。</p> <p>なお、上記の取り扱いについて、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど移行が円滑に進むよう留意いただきたい。</p> <p>また、計画上、数値目標、見込量、入所定員総数には含まないものの、計画的に地域移行を進めることが望ましい。</p>
2	<p>予算事業で行われていた重症心身障害児(者)通園事業の18歳以上の利用者は障害者施策(障害福祉サービス)で対応することとなるため、サービス見込量に含めて見込むと考えるよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
3	<p>平成23年10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議資料の基本指針(案)において資料51ページに「障害児支援のための計画的な基盤整備」についての規定があります。</p> <p>①「障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」とされているが、障害福祉計画とは別に策定すべきものなのか。また、具体的にどのような内容を策定することが求められているのか。</p> <p>②障害児支援について第3期障害福祉計画に盛り込む必要があるのか。</p>	<p>①つなぎ法が平成24年4月1日から施行され、障害児支援の強化がなされることを踏まえ、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等、障害福祉計画に定める事項に準じたものを障害福祉計画と同様に策定することが望ましいが、内容や方法等については、各自治体の実情に応じて策定いただきたい。</p> <p>②障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者自立支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であるため、障害児支援については盛り込むことは要さないが、国の基本指針において、障害児支援に取り組むことが望ましい旨明記したものである。</p>